

千葉城地区（NHK跡地等）の史跡整備計画について

1 千葉城地区の概要〔確認〕

「特別史跡熊本城跡保存活用計画」平成30年（2018年）3月策定より

磐根橋から厩橋に通じる県道熊本四方寄線と旧坪井川河川敷と坪井川に挟まれた区域で、一部に民有地はあるものの熊本家庭裁判所・旧九州財務局分室・熊本県伝統工芸館・旧熊本国税局千葉城分室・県立美術館分館・旧NHK熊本放送局等公共機関等が多く所在する地区である。

◎千葉城地区の整備方針：「文化交流ゾーン」

本丸地区と隣接した空間を活かし、史跡・公園整備等を行って旧城域としての史跡の一体的な保存を図る。あわせて、城下町からのアクセスを意識したエントランスとして位置づけ、既存の文化施設等も活用して市民等が歴史文化・芸術に親しむことができるなど地域の魅力向上に資する地区として整備する。

2 千葉城地区（JT跡地、NHK跡地）の経緯〔確認〕

- ・平成27年（2015年） 日本たばこ産業株式会社（JT）移転 ※平成29年度建物解体
- ・平成29年（2017年） 日本放送協会熊本放送局（NHK）移転
- ・平成31年（2019年） 千葉城地区（JT跡地、NHK跡地）保存活用基本構想策定
- ・令和元年（2019年） 特別史跡「熊本城跡」に追加指定
- ・令和2年（2020年） JT跡地の史跡（土地）取得（3月）
- ・令和3年（2021年） NHKの旧建物解体（3月）

※NHK側と売買契約の締結に向けた協議に関する覚書を締結中

3 千葉城地区（NHK跡地等）の史跡整備の考え方について〔確認〕

（1）史跡整備について（文化庁監修「史跡整備の手引き」より）

①史跡整備の手法とは

- ・史跡等とそれを取り巻く諸条件について詳細な分析を行い、その成果に基づき、整備活用事業の内容及びその実現の方法・課題を検討する。
- ・本質的価値を保存し、調査研究を充実させつつ、本質的価値を学び理解する場を提供する。

②史跡整備の過程 【資料4-2】

i 企画→ii 計画〔基本構想（ここまで実施済）→基本計画〕→iii 設計〔基本設計→実施設計〕→iv 工事の実施→v 管理運営・公開活用〔事業成果の公表→管理運営・公開活用〕

（2）NHK跡地の史跡整備計画の基本的な考え方

「熊本城跡千葉城地区（JT跡地、NHK跡地）保存活用基本構想」（平成31年1月策定）より

- ・R元年度の熊本城保存活用委員会の意見を踏まえ、下記のとおり方向性を整理
- ◎基本構想に記載した基本方針7項目のうち、まずは文化財価値の保存や熊本城の理解促進、歴史・文化を伝えること等を目的とした5項目に関する史跡整備内容とする。

◎基本方針5項目：「文化財価値の保存」「千葉城地区の歴史を表示」「熊本城の理解促進」「景観保全と緑地の整備」「歴史・文化を伝える整備」

※残りの基本方針である「熊本城の復旧復興の拠点」「熊本城調査研究の拠点」については、その機能や規模の整理を行い、史跡外を含め、引き続き検討をしていく。

4 千葉城地区（NHK跡地等）の基本計画の策定方針案について〔審議〕

（1）基本計画の策定に向けた検討・整理について（令和3年度からの検討案）

①基本計画策定に向けた諸条件の調査・整理の方法について

〔i 必要な情報の把握・整理〕

ア 事業の対象とする史跡等の本質的価値の詳細な把握（絵図、古写真、立ち合い結果など）

【把握するための主な材料・目標等】

- ・ NHK跡地の整備を検討する資料として、絵図・古地図や古写真を重視する。
- ・ 近代・現代の古地図を再検討し、現在に残る地形から江戸時代の旧地形を追跡する。
- ・ 残されている絵図によると複数の武家屋敷があったことが分っている。
- ・ 発掘調査については、豊富な絵図等の史料との照合や過去の立ち合い結果等を踏まえ、必要な部分について遺構の確認を行うなど限定的に行う場合がある。（時期未定）
- ・ これらの調査により、この武家屋敷の地割や屋敷内部の施設等を明らかにすることを目指したい。

イ 公開活用を促進する上で必要となる関連諸条件の把握

- ・ 地域からの要望や、教育・観光、都市など関係部局の計画など構想策定時からの追加的な情報の把握（以前実施したアンケート結果の再分析、新たなアンケート調査の検討を含む）

〔ii 基本方針の整理・確定〕

ア 基本理念・基本方針（基本構想で整理した方針等の整理・確定）

イ ゾーニング（JT跡地、高橋公園を含む）、整備対象時期など。

②上記の調査・検討・分析を踏まえた基本計画の具体的な内容の検討・策定

参考：特別史跡熊本城跡 千葉城地区整備基本計画目次（イメージ案）【資料4-3】

※第5章「整備基本計画」等、列記したものは「史跡整備の手引き」に参考として示されたものであり、具体的には今後検討していくもの。

（2）想定スケジュール 【資料4-2】

①基本計画の検討・策定：令和3年度から令和4年度（状況により令和5年度まで）

※史跡の保存・理解促進等に向けて何が必要か、何が出来るのかを含め、必要な調査・分析、意見聴取、協議（文化庁含む）等を十分行いながら検討を進める予定

◎令和3年度の検討内容

- ・ 必要な情報の把握・整理
- ・ 基本方針の整理・確定

◎令和4年度以降の検討内容

- ・ 必要な情報の把握・整理（継続）
- ・ 調査・検討を踏まえた基本計画の具体的な内容の検討・策定

②基本設計・実施設計・工事等：基本計画の策定後（令和5年度以降）に実施